

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本入札に関わる落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算（暫定予算を含む）が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和6年4月1日

支出負担行為担当官

近畿中部防衛局長 茂籠 勇人

1 案件概要

(1) 案件名 伊丹（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務

(2) 業務場所 兵庫県伊丹市

(3) 案件内容

本業務は、設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の5職種や測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注する総合発注業務である。

ア 技術協力業務

(ア) 業務内容 本業務は、別途発注の伊丹（6）施設最適化総合設計に対し施工者の観点から技術提案を行うものである。

(イ) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月15日まで

(ウ) 本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 対象施設

【伊丹駐屯地】

1) 建替施設（建替後の施設）

- ・浴場・食厨新設（2階建 約3,200㎡）
- ・庁舎新設（3階建 約3,100㎡）、（3階建 約3,100㎡）、（3階建 約2,900㎡）
- ・隊舎新設（4階建 約7,600㎡）、（4階建 約3,400㎡）
- ・体育館新設（2階建 約2,500㎡）
- ・倉庫新設（2階建 約4,100㎡）
- ・仮設庁舎新設（3階建 約3,000㎡）
- ・仮設隊舎新設（3階建 約2,800㎡）
- ・仮設倉庫新設（1階建 約1,300㎡）
- ・上記以外の1,000㎡未満の建物 計61棟、計約2,400㎡

2) 改修施設

- ・庁舎改修（4階建 約6,000㎡）、（3階建 約1,700㎡）、（3+B 1階

建 約8,000㎡)

- ・隊庁舎改修（4階建 約4,700㎡）、（3階建 約1,400㎡）
- ・隊舎改修（4階建 約6,100㎡）
- ・倉庫改修（3階建 約5,100㎡）
- ・車両整備場改修（2階建 約3,000㎡）
- ・講堂改修（2階建 約1,600㎡）
- ・厚生施設改修（2階建 約2,400㎡）
- ・局舎改修（2階建 約1,500㎡）
- ・教場改修（5階建 約4,300㎡）
- ・上記以外の1,000㎡未満の建物 計26棟、計約4,700㎡
- ・仮設一式、建物付帯一式、解体工事一式、基地内幹線ユーティリティー式

(4) 本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結するものであり、その後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に建設工事の契約を締結する。

(5) 本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の者との手続きには移行しない。

(6) 参考額

本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は4,000万円程度（税込み）、工事規模は300億円以上500億円未満程度（税込み）を想定している。

(7) 本案件は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えることができるものとする。

(8) 本案件は、契約手続の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。

ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

(9) 本建設工事に係る設計図書等の契約内容については、発注者と優先交渉権者との間で行う価格等の交渉の過程で協議して決定するものとする。

(10) 本建設工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者等に求める同種工事の大幅な緩和を行う試行工事である。なお、契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、工事成績評定点を減ずることとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年4月1日付近畿中部防衛局長）に示す手続きに従い、伊丹（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は「建築一式工事」で、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」のいずれかで級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。）

また、優先交渉権者の選定日までに、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「C等級」以上の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること。

- (3) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者について、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。以下同じ。）が1,200点以上であること。

また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、「建築一式工事」及び「土木一式工事」については830点以上とし、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」については870点以上のいずれかであること。

ただし、代表者以外の構成員のうち1者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」又は「土木一式工事」のいずれかが990点以上であること。

なお、代表者以外の構成員は6者までの参加を認める。

- (4) 平成21年4月1日から公示日までに次に示す実績を有すること。

① 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者

- ・元請けとして完成・引渡し完了した国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、次に示す実績を有する者

施工実績：構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、階数が2階建て以上、かつ延べ面積が1棟あたり4,500㎡以上の建物新設建築工事（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のな

い業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

② 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（「建築一式工事」990点以上又は「土木一式工事」990点以上のいずれかの者）

- ・元請けとして完成・引渡しが完了した国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、次に示す実績を有する者
- ・防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、次に示す実績を有する者

施工実績：構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積が1棟あたり2,200㎡以上の建物新設工事であって、「建築一式工事」990点以上の構成員は建築工事の施工実績、「土木一式工事」990点以上の構成員は土木工事の施工実績（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

③ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（上記①②以外の、「建築一式工事」830点以上、「土木一式工事」830点以上、「電気工事」870点以上、「電気通信工事」870点以上又は「管工事」870点以上の構成員）

- ・元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事のうち、次に示す実績を有する者
- ・防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、次に示す実績を有する者

施工実績：構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物新設工事であって、「建築一式工事」830点以上の構成員は建築工事の施工実績、「土木一式工事」830点以上の構成員は土木工事の施工実績、「電気工事」870点以上又は「電気通信工事」870点以上の構成員は同建物新設工事であって電気工事又は通信工事のいずれかの施工実績、「管工事」870点以上の構成員は機械工事の施工実績（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(5) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者、代表者以外の構成員は、次の基準を

全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 配置予定監理技術者（単体又は特定建設工事共同企業体の代表者）

配置予定監理技術者については、次の(ア)から(イ)に示す条件をすべて満たす者である。

(ア) 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

- ・一級建築士の資格を有するもの。
- ・これと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定したもの。

(イ) 平成21年4月1日から手続き開始の公示日までに次の①又は②のうち、いずれかを施工した経験を有すること。

- ① 元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建物の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造建物の新設建築工事。（原則、着工から完成まで従事していること。）
- ② 総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造建物の新設建築工事。（原則、着工から完成まで従事していること。）

イ 配置予定担当技術者（特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員）

配置予定担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者である。

建築：1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

土木：1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

電気・通信：1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

管：1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 本案件は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

オ 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。

恒常的な雇用関係とは、3か月以上の雇用関係があることをいう。

(6) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該技術協力業務に配置できる者であること。

ア 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。

恒常的な雇用関係とは、3か月以上の雇用関係があることをいう。

イ 一級建築士の資格を有する者。

ウ 令和6年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ10件未満である。

ただし、令和6年4月1日現在の手持ち業務に近畿中部防衛局及び東海防衛支局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量

が2.5億円未満かつ5件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、契約金額は対象外とする。また、発注する業務の履行開始予定日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後発契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の受注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

- (7) 上記1(3)ア(ア)に示した建設工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、近畿中部防衛局長又は東海防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 本手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照。）
- (11) 近畿中部防衛局が発注した「建築一式工事」のうち、令和4年度及び5年度に完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (13) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 再委託の内容が、主たる部分の場合
 - イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
 - ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
- (14) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。
- (15) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。
- (16) 本業務受注後に予定されている対象施設の工事において、次のアからウまでのい

ずれか又は合計で下請け等発注予定金額が各随意契約工事の請負金額の20%を超えること。

ア 工事を実施する都道府県内の地元企業（単体及び共同企業体の代表者を除く）における自社施工費の割合。

イ 工事を実施する都道府県内の地元企業を下請け先に採用する発注予定工事費の割合。

ウ 「単体」又は「共同企業体の代表者及び地元企業ではない構成員」の施工分の地産品（同一都道府県内産の建設資材等）の調達予定金額の割合。

なお、工事の実施にあたり、各随意契約工事において、申請した下請け等発注予定率に満たなかった場合、発注者に未達成の理由を報告し協議をした結果に応じ、以下の①から③の対応とする。

① 正当な理由として認められる場合はペナルティはなしとする。

② 努力不十分により、申請した下請け等発注予定率に満たないと判断された場合、ペナルティとして工事成績の減点に加え、口頭注意又は書面注意等の措置を行う。

③ 申請した下請け等発注予定率を満たすための努力が確認できない場合については、優先交渉権を剥奪し次回の随意契約を締結せず、受注者側からの契約解除を求めることもある。

3 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 技術提案の評価に関する基準

本建設工事は、伊丹駐屯地の狭隘な敷地において、複数の施設の建替・改修工事を集中的に実施するものである。

本建設工事は、部隊運用を維持しながら、狭隘敷地において、必要な資材置場・作業ヤードを確保し、効率的かつ確実に工事を進捗させる必要がある。

以上のことから、施工者独自の高度な技術を別途実施する設計業務に反映させる必要があるため、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用して技術提案を次のアからエについて求める。

(2) 評価項目について

提出された技術提案（下記アからエ）及びその他（下記オ、カ）について審査を行う。（詳細は別表1による。）技術提案等：160点

ア 技術協力（設計）業務の実施に関する提案：20点

イ 伊丹駐屯地の狭隘な敷地において、複数の施設を集中的に施工するにあたり、工事を円滑に進捗させるための仮設及び施工計画に関する提案：45点

伊丹駐屯地の狭隘な敷地において、複数の施設を集中的に施工するにあたり、必要な資材置場・作業ヤードを確保し、また、効率的かつ確実に工事を進捗させるための施工体制など、円滑に施工できる仮設計画及び施工計画に関する提案

ウ 伊丹駐屯地の狭隘な敷地における、仮設工事及び本工事のコスト抑制についての課題と対応策に関する提案：45点

狭隘な敷地において複数の施設を集中的に施工する計画であるところ、伊丹駐屯地における事案特性（事業内容や条件、部隊任務、地域特性など）を踏まえた、安全性や高い施工品質を確保し、騒音・振動、廃棄物や残土等を抑制する等の環境負荷軽減、近隣住宅地への影響に配慮を図りつつ、コスト抑制を行うにあたっての課題と対応策に関する提案

エ 伊丹駐屯地の狭隘な敷地において、複数の施設を集中的に施工するにあたり、安全確保の課題と対応策に関する提案：30点

伊丹駐屯地の狭隘な敷地において、複数の施設を集中的に施工するにあたり、駐屯地内の工事車両運行についての安全確保の課題と対応策に関する提案

オ 共同企業体の組成に関する評価：10点

カ 地元企業の採用に関する評価：10点

(3) 技術提案書についてヒアリングを行う。

(4) 優先交渉権者の選定

競争参加資格があると認められた者のうち、技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

(5) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最も高い者が複数いる場合、下記のアからオの順で優先交渉権者を選定するものとする。

ア 技術提案イ及びウの合計得点が高い者。

イ 技術提案エの得点が高い者。

ウ その他オ及びカの合計得点が高い者。

エ 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の数値とする。

オ 該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

(6) 優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。

交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。

次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び価格等の交渉を行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の交渉権者との手続きには移行しない。

4 担当部局

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-67

近畿中部防衛局総務部契約課

TEL 06-6945-5741 FAX 06-6945-5684

メールアドレス keiyaku-kc@kinchu.rdb.mod.go.jp

5 手続き等

(1) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間：令和6年4月1日から令和6年5月20日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。

イ 交付場所：防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

ウ 交付方法：全て、電子データで交付を行う。

ファイル形式

文書類：PDF（Acrobat形式）

申請書類：Word（2003～2013形式）

Excel（2003～2013形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件：ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他：通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入済みのもの）、データを保存するために必要なCD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

https://www-d.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf

(2) 申請書及び技術資料の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期限：令和6年4月22日 正午

イ 提出先：上記4に同じ。

ウ 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記4に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(3) 技術提案書の提出期間、提出先及び方法

発注者から競争参加資格があると認められた者は、次に従い技術提案書を提出すること。

ア 提出期限：令和6年6月10日 正午

イ 提出先：上記4に同じ。

ウ 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が10

MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積
合わせ方式による場合は、上記4に持参、郵送等又は電子メール
により提出する。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

ア 技術協力業務：納付（保管金の取扱店 日本銀行谷町代理店（三菱東京UFJ
銀行谷町支店内））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 近畿中部防衛局）又
は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 近畿中部防衛局）をもつて
契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保
証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する
。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1以上と
する。

イ 建設工事：免除。ただし、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事
目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合
」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付
したものに限り。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10
分の3以上とする。

(3) 技術提案書の無効

申請書又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

(4) 提出する技術提案

技術提案書の作成にあたっては、本案件に参加しようとする他の技術提案書提出
者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等も行ってはならない。これ
に違反した場合は、本案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

(5) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていない場合、
契約違反行為に該当することから、違約金、指名停止、当該成績評定の減点等の措
置を講じることがある。

ただし、技術協力業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行
とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害等の受注者の責めによらな
い理由により技術提案が不履行となった場合については、この限りではない。

(6) 配置予定技術者等の確認

（一財）日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」等
により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、本案件に係る
施工の契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして
承認された場合のほかは、申請書及び技術資料の差替えは認められない。

(7) 手続きにおける交渉の有無：無。

(8) 契約書作成の要否：要。

(9) 本建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を本建設工事に係る請負契約の相

手方との随意契約により締結する予定の有無：無。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口：上記4に同じ。

(11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体としても上記5(2)及び(3)により申請書、技術資料及び技術提案書を提出することができるが、本手続に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、上記2(2)及び(3)に掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は説明書による。